

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

診療報酬の改定により、令和6年（2024年）10月1日から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者さんが希望された場合、選定療養費をご負担いただきます。

※患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を希望された場合に、その差額の4分の1に相当する金額を、選定療養費（特別の料金）として患者さんにご負担いただく仕組みです。

【対象者】

外来患者さんの院外処方・院内処方

【対象となる医薬品】

- ◇ 後発医薬品が発売されてから5年以上経過した先発医薬品
- ◇ 後発医薬品への置換率が50%を超えている先発医薬品を希望された場合

【対象外になる場合】

- ◇ 医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合
- ◇ 後発医薬品の提供が困難な場合
- ◇ バイオ医薬品

【自己負担額について】

長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1(下の画像をご参照下さい)

※選定療養費には別途消費税も必要になります。

[詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください（別サイトに移動します）](#)

画像をクリックすると拡大します。

患者のみなさまへ

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いします。

・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使われています。
・先発医薬品と後発医薬品の差額の4分の1に相当する、特別の料金として、診療報酬(患者負担)に上乗せさせていただきます。
・先発医薬品は、供給不足の医薬品に必要があるため処方される場合があります。特別の料金はかかりません。

新たな仕組みについて

後発医薬品について

厚生労働省

特別の料金の計算方法

後発医薬品(ジェネリック医薬品)と先発医薬品(原研薬)の価格差を算出し、その4分の1を特別の料金としてお支払いいただきます。

例として、先発医薬品の価格が100円、後発医薬品の価格が50円の場合、価格差は50円となります。特別の料金は50円の4分の1に相当する12.5円です。

後発医薬品
先発医薬品

特別の料金

後発医薬品の価格

先発医薬品の価格

価格差

特別の料金

Q&A

Q1. どのような医薬品が対象となるのかを教えてください。

Q2. 選定療養費はどのようにお支払いしますか。

Q3. どのような医薬品が対象となるのかを教えてください。

Q4. 後発医薬品と先発医薬品の価格差を算出する方法を教えてください。

Q5. 後発医薬品と先発医薬品の価格差を算出する方法を教えてください。